

平成28年4月26日
内閣府（防災担当）

「平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成28年4月14日以降発生している熊本県等を震源とする地震により甚大な被害がもたらされています。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置について災害復旧事業の国庫補助の嵩上げ等、地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施する政令が4月25日（月）に閣議決定され、本日（4月26日（火））、公布・施行されました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。
(過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ)
- (3) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
事業の再建を図る熊本県の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。
- (4) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(法第25条)
災害を受け、事業を休業した熊本県の事業所の労働者を離職したものとみなし、基本手当を支給することができます。

その他、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助、私立学校施設災害復旧事業に対する補助、市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例、罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等、合計12の措置を適用します。

II スケジュール

- 4月25日（月） 閣議決定
4月26日（火） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 小川、玉田、阿部
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

平成28年熊本地震による 災害復旧事業費の査定見込額等と激甚災害指定基準について

1 公共土木施設等 ※4月20日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 2,811億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激A基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 1,785億円以上

2 農地等 ※4月20日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 50億円

うち 熊本県内の査定見込額 48億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 ① 全国の災害復旧事業費の査定見込額 44億円以上 かつ

② ある都道府県(熊本県)内の査定見込額が 10億円を超える

3 中小企業関係 ※4月20日時点

<本激>

○全国の中小企業関係被害額 約1,600億円

うち 熊本県内の中小企業関係被害額 約1,600億円

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 ① 全国の中小企業関係被害額 1,280億円以上 かつ

② ある都道府県(熊本県)内の中小企業関係被害額が 561億円を超える

政令第二百七号

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する

政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二

十二條、第二十四條及び第二十五條に規定する措置

(法第十二條第一項の政令で定める日の特例)

第二條 前條の激甚災害についての法第十二條第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三號。以下「令」という。)第二十四條の規定にかかわらず、平成二十八年十月三十一日とする。

(法第十二條第一項第一號の政令で定める地域等の特例)

第三條 第一條の激甚災害についての令第二十五條(令第四十八條において準用する場合を含む。)及び第二十七條の規定の適用については、令第二十五條中「激甚^{じん}災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五號)第一條第一項第一號から第三號までのいずれかに該当する被害が発生した市町村(特別区を含む。)(の区域(地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次條及び第二十七條において「激甚^{じん}災害による被災区域」という。))とあり、及び令第二十七條中「激甚災害による被災区域」とあるのは「熊本県の区域」と、同

条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

(法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日)

第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十九年四月十三日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。